

東彼杵町条例第9号

東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 任命権者は前__項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められたときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2_____第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>職員が公務、通勤途上及びボランティア活動中における過失による事故により、</u>法第16条第1号に該当するに至った職員で、その刑の執行を猶予された職員については、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 任命権者は前<u>2</u>項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められたときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは「法第22条の2<u>第1項及び</u>第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、_____法第16条第1号に該当するに至った職員で、その刑の執行を猶予された職員については、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。